

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
2	対象税目	(国税 18)(法人税:義) (地方税 14)(法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 現在、投資信託等が国外で支払った税金は、投資家に支払われる収益分配に係る源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られている。 しかし、租税特別措置法第9条の3の2(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)によって証券会社等が源泉徴収義務者となる一定の場合については、二重課税が残存するという状況が続いているため、投資信託等に係る二重課税調整措置の見直しを求める。
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2等
4	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月          分析対象期間:-
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成10年 租税特別措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成12年 租税特別措置法第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
7	適用又は延長期間	恒久措置とする
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること  《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成22年7月29日) ・ 海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・ 投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・ 個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-1.市場インフラ構築のための制度・環境整備

		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資信託等に係る二重課税を排除すること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的・二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。
9	有効性等	①: 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		②: 減収額	二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考える。
		③: 効果・税収減是認効果	《効果》 本措置による国際的・二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。
			《税収減を是認するような効果の有無》 二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税措置の方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価: 平成 27 年 8 月